

京都市上下水道局告示第24号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第3項第1号の規定に基づき代表者の変更届の提出がありましたので、同規程第31条第3号の規定に基づき告示します。

令和3年7月1日

京都市公営企業管理者
上下水道局長 吉川 雅則

1 届出業者名等

京都市伏見区淀際目町230番地1

有限会社 クノリ設備工業 京都営業所

代表取締役 久乗 正章

2 変更事項

(代表者の変更)

久乗 良夫 から 久乗 正章 に変更

(上下水道局下水道部管理課)